

一般社団法人岩手県山岳・スポーツライミング協会名誉会員、顧問及び参与に関する規程

(目的)

第1条 一般社団法人岩手県山岳・スポーツライミング協会（以下「本協会」という。）定款第33条に規定する名誉会員、顧問及び参与の理事会による決議は、本規程による。

(名誉会員)

第2条 名誉会員は、年齢がおおむね70歳以上の者で、次の各号の一に該当し、理事会が決議した者を候補者とする。

- (1) 永年にわたって本協会の会長又はこれに準ずる役職を務め、登山、スポーツライミング又は山岳スポーツ界に対して多大な功績のあった者
- (2) 前号に規定する以外の者で、本協会及び登山、スポーツライミング又は山岳スポーツ界に対し特に多大な功績があり、名誉会員としてふさわしい者

(顧問)

第3条 顧問は、年齢がおおむね60歳以上の者で、次の各号の一に該当し、理事会が決議した者を候補者とする。

- (1) 永年にわたって本協会の会長又はこれに準ずる役職を務め、本協会に対して多大な功績のあった者
- (2) 前号に規定する以外の者で、本協会に対し特に多大な功績があり、顧問としてふさわしい者

(参与)

第4条 参与は、年齢がおおむね50歳以上の者で、次の各号の一に該当し、理事会が決議した者を候補者とする。

- (1) 永年にわたって本協会役員を務め、本協会に多大な功績のあった者
- (2) 加盟団体において、代表者又はこれに準ずる役職を永年にわたって務め、登山、山岳スポーツ及びスポーツライミング界に多大な功績があり、加盟団体長から申出があった者
- (3) 前2号に規定する以外の者で、本協会に対し特に多大な功績があり、参与としてふさわしい者

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

2 この規程の施行時に、本協会の名誉会員、顧問及び参与の職にあった者は、この規程に基づき委嘱されたものとみなす。

附則

この規程は、令和元年6月5日から施行する。